

OE5-1

米国リハビリテーション法 508 条
Section 508 of Rehabilitation Act
羽山 繁
Shigeru Hayama

1. はじめに

米国リハビリテーション法 508 条(以下、リハ法 508 条)が 2001 年 6 月 21 日に施行し、米国連邦政府および連邦政府からの援助を受けている機関が情報通信関係の機器・ソフト・システムの調達や、情報サービスの提供に関して、508 条を遵守することが求められている。今回の改訂では、遵守していないと判断される場合、米国民は該当の機関を訴えることができるものであり、適用の機関は遵守状況を定期的に報告する義務が生じている。

この規定は、米国製の機器・ソフト・システムだけには限定されていないので、日本からの製品も対象になり、米国市場に大きく依存している電子工業関連国内企業への影響が懸念されている。

本報告では、社団法人電子情報産業協会のアクセシビリティ標準化専門委員会の 2001 年度の調査活動結果¹に基づいて、報告する。

2. アクセシビリティ関連法案の経緯

米国リハ法の始まりは、1918 年の傷痍軍人リハ法(The Soldiers Rehabilitation Act)からである。これはその後、1920 年 公民職業リハ法(Civilian Vocational Rehabilitation Act)、1943 年職業リハ法(Vocational Rehabilitation Act)、などと名称変更・改正が何回か行われた。

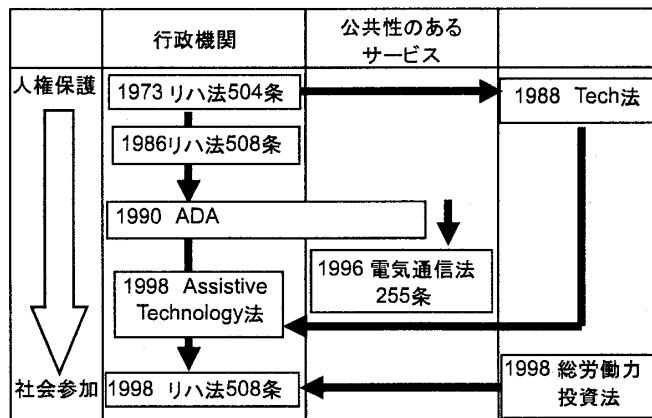
1973 年には「職業」の名が削られて「リハ法」となった。ここでは「最も重度の障害を持った人々」への優先的サービスの提供に重点が置かれている。このとき付加された 504 条は「政府から補助を受けている団体・個人は障害を理由に差別してはならない」と規定しており、「障害を持つアメリカ人法(ADA: Americans with Disabilities Act)」のベースとなっている。このときから、単に障害者を擁護する考え方から、積極的な社会参加を促す考え方への大きな変化になっていた。

1986 年改正ではリハ法に 508 条「電子情報技術(Electronic and Information Technology)」が追加された。「障害を持つ政府職員が使用する電子機器及び情報技術機器へのアクセシビリティを確保する」ことが規定されている。連邦政府教育省と GSA (General Service Administration: 調達局)は、電子情報技術アクセシビリティ指針を作成し、1988 年 9 月 30 日に公布している。しかし、このときの 508 条には罰則規定がなく、法的拘束力の弱いものであった。

1998 年 8 月 7 日に遵守義務を持つ強制力のあるものとして、508 条の改定が行われた。この改定の際に、雇用促進に関するすべての法律が集約された大きな法律である、総労働力投資法(The Workforce Investment Act of 1998 公法 106-220)の第 4 章に含まれた。(総労働力投資法 408 条にリハ法 508 条の改定が規定されている)。

1998 年 508 条改定は予定からは大幅に遅れたが、2001

年 6 月 21 日に正式施行した。



米国のアクセシビリティ関連法案を、成立時期と適用となる対象を考慮して並べて、図 1 に示す。¹

図 1 関連法案の経緯と関連

3. リハ法 508 条の概要

リハ法 508 条では、以下のことを定めている。

①連邦政府各省や機関が電子情報技術を開発・調達・保守・利用する際、各機関に“過度の負荷”が生じない限り、その電子情報技術は技術手段によらず以下のことにつなぐこと。

- ・障害を持つ連邦政府職員の電子情報技術の利用が、障害を持たない職員と同等にできるようにする
- ・障害を持つ一般の人が、連邦政府の各省や機関が提供する情報・サービスを、障害を持たない一般の人と同等に利用できるようにする

②電子情報技術の開発・調達・保守・利用が、後述の「電子情報技術アクセシビリティ基準」(以下“基準”という)に準拠することが各機関にとって、“過度の負担”となる場合には、連邦政府の各省や機関は可能な代替手段によって障害を持つ人に提供すること。

4. リハ法 508 条施行までの経緯

1998 年の改定では、“基準”的公表が 2000 年 2 月 7 日、施行が 2000 年 8 月 7 日と定められていた。米国建築・輸送障壁適合委員会(Architectural and Transportation Barrier Compliance Board 通称“アクセス委員会”)に対して、アクセシビリティを確保する電子情報技術を調達するための“基準”を 1 年以内に作成することを義務づけた。そして 1998 年 9 月 29 日に、アクセス委員会の下にアクセシブルな電子情報技術購入に関する多くの基準を作るための電子・情報アクセス諮問委員会(An Electronic and Information Technology Access Advisory Committee: EITAAC)が設けられた。これは産業界、障害者団体及びこの法律に関連するグループの代表 27 人から構成された。EITAAC は 1999 年 5 月 12 日にア

松下電器産業㈱ マルチメディア開発センター

クセス委員会に勧告案を提出した。しかし、実際には2000年3月31日に暫定版“基準”が公開され、2000年5月30日までパブリックコメントを募っている。このなかで、2000年8月7日では早すぎるという意見が強く、2000年7月13日にクリントン大統領が508条の実施規定の修正をおこない、施行日を最終版“基準”公表後6ヶ月後にすることに決定した。

2000年12月21日に最終版“基準”が公表され²、2001年6月21日施行となった。

暫定“基準”へのパブリックコメントは、100以上あり、連邦政府機関から35%、企業やIT関連団体から15%、障害者や障害者関連団体から30%、その他に8つの州機関、教育・研究機関から意見が寄せられた。¹

5. リハ法508条の遵守について

2000年12月の最終“基準”公表後、2001年1月18日に司法省から各省庁へ508条への適用の進捗状況の報告に関する通達を出した。³ 2001年1月22日に暫定連邦調達規定(FAR: Federal Acquisition Regulation)が公表され、3月23日暫定版調達規定へのパブリックコメントの受付を終了し、4月25日に最終版調達規定を公表している。2000年6月25日、連邦調達規定を施行した。⁴

調達規定は、施行日以降の全ての契約に適用される。ただし、小額商品に対しては、調達官が調達しているわけではないため、“基準”を満たしているかの判断が難しいので、2002年12月31までの暫定措置として、例外規定としている。

5.1 過度の負担

“過度の負担”と判断された場合は、調達担当官がその根拠を文書化し、契約文書に添付するように契約担当官に渡す必要がある。また、調達担当官が市場調査により、“基準”を遵守するものが入手不可能と判断された場合にも、契約文書に“基準”的な項目が満たされていないかを含めて入手不可能なことを文書化し、契約担当官に渡すことになっている。

5.2 調達の流れ

各連邦機関での、リハ法508条に遵守するように調達するための概略の手順は以下のようになる。

- ①調達官が入手したいものが“基準”的な項目にあたるかを判断
- ②調達官が入手可能か市場調査
- ③“基準”を満たしている部分、いない部分のチェック
- ④契約担当官が売買契約で注文

5.3 州政府への適用

アシスティブ・テクノロジ法の助成を受けている州はリハ法508条が適用されるとされている。現在全ての州が助成を受けているので、全ての州政府機関も適用の対象と考えられる。

6. アクセシビリティ基準の概要

6.1 全体の概要

“基準”は正式には、「パート1194 - 電子情報技術アクセシビリティ基準(PART 1194 - Electronic and

Information Technology Accessibility Standards)」という。“基準”的な内容は、ソフト、OS、Webホームページ、機器などや、文書、マニュアルの提供方法など、広範囲の電子情報技術が対象となっている。

6.2 “基準”的な内容の概要

“基準”的な項目に関して以下に示す。技術基準に関しては、簡単な説明と、一部項目を抜粋して紹介する。

第1194部 電子情報技術のアクセシビリティスタンダード

Subpart A - 一般通則

- 1194.1 目的
- 1194.2 適用範囲
- 1194.3 一般的適用除外事項
- 1194.4 定義
- 1194.5 同等な他の簡便な方法

Subpart B - 技術基準

1194.21 ソフトウェアやOS

ソフトウェアやOSの基本要件(全12項目)。

- 1194.21 (a) キーボードを持つシステムで動作するソフトウェアにおいて、機能自体または機能の実行結果をテキストで識別できる製品の機能は、キーボードから実行できなければならない。
- 1194.21 (i) 情報を伝えたり、動作を示したり、応答を要求したり、視覚的な要素を際立たせる唯一の方法として配色が使われてはならない。

1194.22 Web上の情報とアプリケーション

リハ法508条適用の機関に対して、アクセシブルなWebの提供(全16項目)。

(a)-(k)は、WAIの基準を採用している。

1194.23 通信製品

電話を中心とする通信機器が対象。米国に特有の、文字によるリアルタイムな会話を可能とするTTY(Tele-Typewriter)との接続性や音量の設定など(全11項目)。

- 1194.23 (b) 音声通信機能を持つ電気通信製品は、一般的メーカー間で広く使われ、特定のメーカーに依存しない全てのTTY信号をサポートしなければならない。

入力のキーに関する“基準”的な記述があり、これは共通の要素として、これ以降の機器に対しても引用されている。

- 1194.23(k) (1) コントローラとキーは、触るだけでは機能が有効になることがなく、触覚により識別できなければならない。

1194.23(k) (2) コントローラやキーは、片手での操作が可能で、強く握ったり、つまんだり、手首をひねる動作が必要なものであってはならない。コントローラやキーを動かすのに必要な力は最大でも5lbs.(22.2N)まででなければならない。

- 1194.23(k) (3) キーリピート機能を備えている場合、リピートまでの待ち時間を少なくとも2秒まで調整できなければならない。キーリピート間隔は、1文字につき2秒まで調整できなければならない。

1194.23(k) (4) 全てのコントローラやキーのロックやトグル状態は視覚により識別ができ、かつ触覚や音によっても識別できなければならない。

1194. 24 ビデオとマルチメディア製品

ビデオ、テレビ、テレビ受信機能内蔵コンピュータなどが対象。聴覚障害のためのオープン／クローズドキャプション対応等を要求（全5項目）。

1194.24 (c) 連邦機関の使命をサポートする全ての訓練および情報提供用のビデオやマルチメディア製品は、内容の理解に必要な音声やその他の音声情報が含まれている場合、フォーマットの如何に関わらず、オープンまたはクローズドのキャプションを付けなければならない。

1194. 25 内蔵独立型製品

複写機、ファクス、プリンタ、公共端末等が対象。支援技術を必要としない機能、各障害に対応するタッチスクリーン、色分け等のアクセシビリティ確保を要求（全10項目）。

1194.25 (a) : 内蔵製品は、障害を持つエンドユーザーが支援技術を付けることなく利用できなければならない。

1194.25(c) : タッチスクリーンや接触検知機能を持つコントロール装置を利用する製品は、1194.23 (k) (1) ~ (4)に準拠した入力方法を提供しなければならない。

1194.25 (f) : 公共の場所で音声出力をする製品の場合、少なくとも 65dB まで出力レベルを増幅できる音量コントロール装置を設けなければならない。周囲の騒音レベルが 45dB 以上の所では、利用者が周囲のレベルより少なくとも 20dB 以上の音量を選択できなければならない。使用終了毎に、音量を自動的にデフォルトの状態へ戻す機能を備えなければならない。

また、車椅子の利用者に対し、水平、垂直の物理的な操作可能範囲を規定している。

1194.25 (j) 自立構造で、移動せずに一箇所に設置され、操作可能なコントロール装置を持つ製品は、以下の基準に準拠しなければならない。

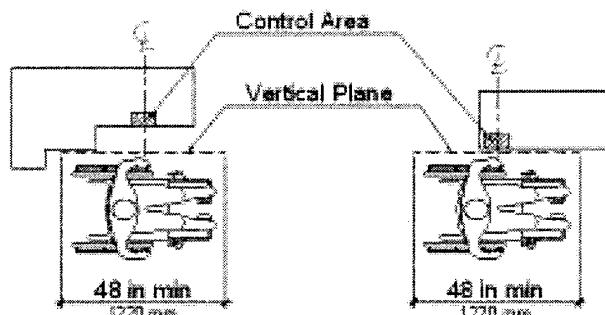
(1) 操作するコントロール装置の位置は、垂直面では操作部を中心として長さ 48 インチ、製品に突起がある場合はその突起を基準面として 48 インチ以内にの平面体に対して定められなくてはならない。（図 1 参照）

(2) 操作可能なコントロール装置が基準面から 10 インチ以下の奥にある場合、コントロール装置の高さは床面から 15 インチ以上 54 インチ以下になければならない。

(3) 操作可能なコントロール装置が基準面から 10 インチ以上 24 インチ以下の奥にある場合、コントロール装置の高さは床面から 15 インチ以上 46 インチ以下になければ

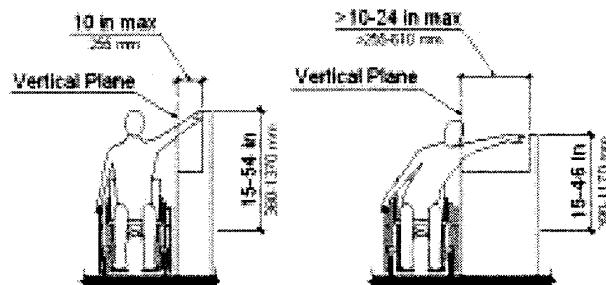
ならない。

(4) 操作可能なコントロール装置は、基準面から 24 インチ以上の奥にあってはならない。（図 2 参照）



Vertical Plane Relative to the Operable Control

図 1. 操作可能な水平面



Height of Operable Control Relative to the Vertical Plane

図 2. 垂直面の操作可能な高さと奥行き

1194. 26 デスクトップとポータブル・コンピュータ パソコンのハードウェア類が対象。順次入力、標準規格の接続端子等を要求（全4項目）。

1194.26(a) : 全ての機械的に操作可能なコントロール装置やキーボードは、1194.23 の(k)(1)~(4)に準拠しなければならない。

1194.26(b) : タッチスクリーンやタッチ操作機能を持つコントロール装置を利用する製品は、1194.23(k)(1)~(4)に準拠した入力方法を提供しなければならない。

Subpart C - 機能に関する性能標準

1194. 31 機能的性能に関する標準

全ての電子情報技術に適用され、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由などの障害があっても利用できる機能の提供を要求（全6項目）。

1194.31(a) 製品の操作や情報検索のために、視覚を必要としない方法を少なくとも 1 つ提供するか、盲人または視覚障害者が利用する支援技術をサポ

ートしなければならない。

- (c) (d)(e)は同様に、聴覚障害者や言語障害者への配慮、(f)は肢体不自由への配慮を規定している。

Subpart D- 情報、文書、および支援

1194. 41 情報、資料、およびサポート

電子情報技術に関する情報、文書および支援に対する基準を示す（全3項目）。

1194.41(a) エンドユーザに提供される製品のサポート文書は、要求があれば、追加料金なしに代替フォーマットで提供されなくてはならない。

1194.41(b) エンドユーザの要求があれば、追加料金なしに、製品のアクセシビリティや互換性の特徴に関する説明を代替フォーマットや他の方法でアクセスできるようにしなくてはならない。

1194.41(c) 製品のサポートサービスは、障害を持つエンドユーザが求めるコミュニケーション手段に合わせなければならない。

6・3 基準のまとめ

技術的基準は、全項目で67項目が述べられている。ただし、そのうちの3つは入力に関するもので重複している。

対象とされる障害は特に分類されて記載されてはいないが、視覚障害、色覚障害、聴覚障害、発話障害、知的障害、光過敏性障害（光癪痛）、肢体不自由、であり、この中には加齢や一時的障害によるものも含まれる。

全67項目中、視覚障害に関連する記述のあるものは30項目あり、聴覚障害関連は13、肢体不自由関連13、障害一般共通21項目である。（一部重複）。“基準”は視覚障害への対応がかなりの中心となっている。

基準の内容は、体系的というよりも、非常に具体的な記述と一般的な記述が混在している。実際の職場や社会での現状の課題に即した部分は細かく、それ以外は一般的な表現になっていると推察される。

7. 企業の対応

リハ法508条は、企業におけるソフト・機器などの購入に対して適用を迫るものではない。あくまでも政府関連機関での適用を定めたものである。そのため、企業としてはこれらの政府関連機関への納入物が“基準”に準拠していればいい。

しかし、調達官自身がなんらかの障害を持つ人である可能性も大きく、市場調査の対象となる企業のアクセシビリティが低ければ、特に企業のホームページは市場調査の最初のアクセスの可能性が大きいので、その時点で対応が悪いと、その会社の製品自体の採用を控えるような状況も容易に推測できる。

リハ法508条の施行前後にかけ、各企業のホームページで自社製品のリハ法508条準拠を示しているところが増えている。

また、銀行や鉄道、地下鉄、などの公共性の高い企業の場合、“基準”を適用したサービスの提供を積極的に進めてくることが考えられる。

8. おわりに

“基準”発効後すでに1年が経ったが、実際のところ、2001年6月以降、国内企業への影響や、米国政府機関への訴訟もこれまでのところ明らかになっていない。また、米各機関の“基準”的遵守状況に関してても、Webへの適用が優先されているように見える。

国内企業の対応はまだ十分とはいえないが、リハ法508条改正をきっかけにして、関連業界団体を中心にアクセシビリティが強く認識されて、その対応を強化してきていることは事実である。

国内でのアクセシビリティに関する基準については、経済産業省、総務省などが1986年の508条に対応して「指針」を公表し、順次改定も行われている。⁵さらに、これらを一本化しJIS化する動きも、関連の業界団体の企業代表、官公庁、大学や障害者団体代表を交えて進められている。今後、関連する人たちの真剣な議論により、“アクセシビリティ基準”的日本版を確立し、世界への発信がされることを期待したい。

参考資料

1 「障害者・高齢者等アクセシビリティ指針の普及に関する調査報告書」（社）電子情報技術産業協会 2001

2 パート1194 - 電子情報技術アクセシビリティ基準
<http://www.access-board.gov/sec508/508standards.htm>

3 司法省の508条遵守報告の通達
<http://www.usdoj.gov/crt/508/cover.htm>

4 連邦調達規定(FAR)
<http://www.section508.gov/docs/Final99607A.html>

5 障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針の解説（社）電子情報技術産業協会 2000年6月
<http://www.kokoroweb.org/guide/explanation.html>